

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

※月 2 回発行

2022 年 5 月 13 日号 (No.375)

## I. 重要法令等の解説

1. 「両用品目輸出管理規制条例（意見募集稿）」
2. 「先物及び金融派生商品法」

## II. 注目法令等の紹介

1. 「職業教育法（2022 年改正）」
2. 「第一審知的財産権民事・行政事件の管轄に関する若干規定」

## III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石

☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光

☎ 03-6266-8748

本号編集責任者：康 石

## I. 重要法令等の解説

## 1. 「両用品目輸出管理規制条例（意見募集稿）」

（原文「两用物項出口管制条例（征求意见稿）」）

商務部 2022 年 4 月 22 日公表、意見募集期限 2022 年 5 月 22 日

執筆担当：沈 暘、福島 翔平、井村 俊介

「両用品目輸出管理規制条例（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）<sup>1</sup>は、「輸出管理規制法」<sup>2</sup>の下位規範であり、現在、「核両用品及び関連技術輸出管理規制条例」<sup>3</sup>、「ミサイル並びに関連品目及び技術輸出管理規制条例」<sup>4</sup>、「生物両用品並びに関連設備及び技術輸出管理規制条例」<sup>5</sup>、及び「関係化学品並びに関連設備及び技術輸出管理規制規則」<sup>6</sup>の 4 つの行政法規に分散する両用品目の輸出管理規制を統一的に規定している<sup>7</sup>。本意見募集稿は、「輸出管理規制法」の枠組みを踏襲しつつ、両用品目管理体制の構築、包括許可を含む許可制度、最終利用者（エンドユーザー）の確認等についてより具体的な規定を設けている。また、本意見募集稿では、両用品目輸出経営登記制度の廃止、輸出事業者に対する輸出後 3 年間の一定のリスクに関する報告義務の規定等、現行制度からの変更点も見られる。

<sup>1</sup> 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しない。

<sup>2</sup> [本ニュースレターNo.339（2020 年 10 月 30 日発行）](#) をご参照。

<sup>3</sup> 国务院令 484 号、2007 年 1 月 26 日公布、同日施行

<sup>4</sup> 国务院令[2002]第 361 号、2002 年 8 月 22 日公布、同日施行

<sup>5</sup> 国务院令[2002]第 365 号、2002 年 10 月 14 日公布、2002 年 12 月 1 日施行

<sup>6</sup> 对外貿易経済合作部、国家経済貿易委員会、税関総署令[2002]第 33 号、2002 年 10 月 18 日公布、2002 年 11 月 19 日施行

<sup>7</sup> 本意見募集稿が正式に公布、施行された場合、当該 4 つの行政法規は廃止される予定である（60 条）。

## 中国最新法令〈速報〉

### (1) 適用対象

「輸出管理規制法」は、両用品目、軍需品、原子力等に対する輸出管理規制に適用される（同法2条1項）ところ、本意見募集稿は、「輸出管理規制法」の適用範囲のうち、両用品目に対する輸出管理規制に適用される。

「両用品目」及び「輸出管理規制」は、いずれも「輸出管理規制法」と同様の定義が設けられている。すなわち、「両用品目」とは、民事用途だけでなく軍事用途も有し、又は軍事的潜在力の向上に資する、特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いることのできる貨物、技術及びサービスをいい、「輸出管理規制」とは、中国国内から国外に移転される管理規制品目、並びに中国の公民、法人及び非法人組織が外国の組織及び個人に提供する管理規制品目に対して国が禁止又は制限的措置を講じることをいう（2条）。

### (2) 管理規制政策

商務部は、両用品目の管理規制政策を担当し、関連部門と共同で、①国家安全及び利益への影響、②国際義務の履行の必要性、③外交政策の必要性、④輸出管理規制分野における中国との協力状況等を考慮して、仕向国及び仕向地域を評価し、リスク等級に応じた管理措置を講じる（12条）。本意見募集稿は、リスク等級に応じた管理措置の具体的内容については明らかにしていない。

また、商務部は、関連部門と共同で、両用品目輸出管理規制リストを制定し、適時に公布するとされており、当該リストにおいて、管理規制コードを設置するとされている（13条1項）<sup>8</sup>。また、商務部は、両用品目輸出管理規制リストに該当しない両用品目について、2年を超えない範囲で臨時管理規制を実施することができる（14条）。

### (3) 許可制度

現行法上、両用品目輸出経営登記制度が規定されており、両用品目の輸出事業者は、商務部門に対して登記を行う必要がある<sup>9</sup>。本意見募集稿は、両用品目輸出経営登記制度については規定を設けておらず、商務部は本意見募集稿に対する説明において、当該制度を廃止したと説明している。

輸出事業者が両用品目管理規制リスト又は臨時管理規制の対象である両用品目を輸出するために、個別許可又は包括許可の輸出許可を取得する必要がある。

<sup>8</sup> 現在、「両用品目及び技術輸出入許可証管理目録」（商務部公告2021年第48号、2021年12月31日公布、2022年1月1日施行）が実務上の管理規制リストとしての役割を果たしているが、当該目録では、管理規制品目に税関商品番号（HSコード）が付記されている。本意見募集稿が正式に公布・施行された場合、新たな両用品目管理規制リストが制定される可能性があり、実務上の動向に注目する必要がある。

<sup>9</sup> 「核両用品目及び関連技術輸出管理規制条例」7条、「ミサイル並びに関連品目及び技術輸出管理規制条例」、7条、「生物両用品目並びに関連設備及び技術輸出管理規制条例」6条。なお、管理規制化学品の輸出事業者は、現在、商務部により指定された事業者に限定されている（「管理規制化学品管理条例」14条）。本意見募集稿が正式に公布、施行された後においても、両用品目の中の管理規制化学品については、「管理規制化学品管理条例」が優先的に適用される（本意見募集稿59条）ため、管理規制化学品の経営資格に関しては、引き続き現行制度が維持されると考えられる。

## 中国最新法令〈速報〉

個別許可は、有効期間内において、一人の最終利用者（エンドユーザー）に対して一種類の両用品目を一度のみ輸出する許可であり、包括許可は、許可証に記載された範囲及び有効期限内において、複数の最終利用者に対して複数種類の両用品目を複数回輸出する許可である（16条）。個別許可の有効期間は通常1年を超えず、包括許可の有効期間は2年を超えない（19条）。

輸出事業者が包括許可を取得するためには、①両用品目輸出管理規制コンプライアンス制度を構築し、運営状況が良好であること、②両用品目輸出業務に2年以上従事し、両用品目輸出許可を複数回取得していること、③比較的固定された販売ルート及び最終利用者を有すること等の条件を充足する必要がある（23条）。

また、いわゆる「キャッチオール規制」が設けられており、両用品目管理規制リスト又は臨時管理規制両用品目以外の貨物、技術、サービスについて、国家安全及び利益が脅かされるリスクやテロリズムの目的に用いられるリスク等が存在する場合、輸出禁止や輸出許可の対象となる（27条1項）。本意見募集稿は、輸出事業者が、輸出後3年以内に輸出された貨物、技術又はサービスについて、上記リスクを発見した場合、商務部に対する報告義務を新たに規定している（27条2項）。

### （4）最終利用者及び最終用途管理

輸出事業者は、輸出許可を申請する際、原則として最終利用者が作成した最終利用者及び最終用途を証明する書類を提出しなければならないが、商務部が必要と判断する場合のみ、同時に最終利用者が所在する国家又は地域の政府機関が作成する証明書も提出する必要がある（28条）。なお、商務部の許可なしに、管理規制品目の最終用途を変更し、又は第三者に譲渡することはできない（29条）。

商務部は、「輸出管理規制法」に基づき、管理制御対象者リストを作成し、当該リストに掲載された対象者又は最終利用者に対して、全部又は一部の輸出禁止、交付された許可証の撤回等の措置を講じることができる（31条）。

### （5）該非判定

本意見募集稿では、輸出事業者が、輸出予定の貨物、技術及びサービスが管理規制の対象に該当するかを判断する義務を負う旨規定しており（37条）、輸出事業者による該非判定の義務が明確化された。なお、輸出事業者が自ら判断できない場合には、商務部に対して問い合わせることができ、商務部は遅滞なくこれに回答する義務がある（37条）。税関は、輸出許可証のない貨物が、両用品目輸出管理規制の範囲に属する可能性があるとの証拠がある場合、輸出貨物の荷送人に対して質疑を行わなければならない。輸出貨物の荷送人は、質疑を受けた場合、税関に対して商務部による該非判定の回答を提出し、又は管理規制品目に該当しない証拠を提出する必要がある（38条）。

（全60条）

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

## 2. 「先物及び金融派生商品法」

(原文「中华人民共和国期货和衍生品法」)

中華人民共和国主席令第 111 号

全国人民代表大会常務委員会 2022 年 4 月 20 日公布、2022 年 8 月 1 日施行

執筆担当：原 潔、水本 真矢、森 規光

中国ではこれまで、先物取引は、「先物取引管理条例」<sup>10</sup>を中心として、「先物会社監督管理規則」<sup>11</sup>、「先物取引所管理規則」<sup>12</sup>等の規則により規制されていた。今回、「先物及び金融派生商品法」(以下「本法」という。)が制定され、初めて法律レベルで先物取引市場に係る法体制が整備された。また、金融派生商品取引についても、これまで「銀行業金融機関派生商品取引業務管理暫定規則」<sup>13</sup>等により規制されていたが、本法により初めて法律レベルでルールが規定された。

本法は、先物取引機構によるサービス提供時の適合性義務や関連紛争における証明責任の強化を規定し取引者の利益の保護を図るとともに、クロスボーダー取引に関する管理措置を明確にした点で注目に値する。

## (1) 適用範囲

本法は中国国内における先物取引<sup>14</sup>、金融派生商品取引<sup>15</sup>及び関連活動に適用される。また、中国国外での上記取引及び関連活動につき、中国国内の市場秩序を乱し、又は国内取引者の合法的權益を侵害した場合、本法の関連規定に従って処理し、法的責任を追及するとされている(2条)。

## (2) 取引者の利益の保護

## (a) 先物取引に関するルール

本法は、先物取引者の利益の保護のため、先物取扱機構<sup>16</sup>に対して、サービス提供時の適合性<sup>17</sup>を要求し、また、普通取引者<sup>18</sup>との紛争における証明責任の強化、調解

<sup>10</sup> 國務院令第 676 号、2017 年 3 月 1 日公布、同日施行

<sup>11</sup> 中国証券監督管理委員会第 155 号、2019 年 6 月 4 日公布、同日施行

<sup>12</sup> 中国証券監督管理委員会第 179 号、2021 年 1 月 15 日公布、同日施行

<sup>13</sup> 中国銀行業監督管理委員会令 2011 年第 1 号、2011 年 1 月 5 日公布、同日施行

<sup>14</sup> 先物取引とは、先物契約(先物取引所が統一的に作成した、将来の特定期日及び場所において、一定数量の目的物を売買する標準化契約を指す。)又は標準化オプション契約を対象とした取引活動をいう(3条1項)。

<sup>15</sup> 金融派生商品取引とは、先物取引を除く、スワップ契約、先渡契約、非標準化オプション契約及びそれらの組合せを対象とした取引活動をいう(3条2項)。

<sup>16</sup> 先物取引機構とは、会社法及び本法により設立された先物会社及び國務院先物監督管理機構(証券監督管理委員会を指す。)の認可を受けて先物取引業務に従事するその他の機構をいう(59条)。

「先物取引業務」とは、先物取次業務、先物取引コンサルティング業務、先物マーケットメイク取引業務、又はその他の先物取引業務をいう(63条)。

<sup>17</sup> 「証券先物投資者適合性管理規則」及び「先物会社監督管理規則」にも先物取扱機構の投資者適合性管理義務に関して規定したが、本法は初めて法律レベルで関連義務を定め、当該義務に違反する場合の罰則(135条)も定めた。

<sup>18</sup> 財産状況、金融資産状況、取引に係る知識及び経験、専門能力等の要素により、先物取引者は普通取引者と専門取引者に分けることができる。専門取引者の基準は当局により別途定めるとされている(51条)。

## 中国最新法令〈速報〉

を受ける義務、集団訴訟等を規定した。具体的には以下のとおりである。

① 先物取扱機構が取引者にサービスを提供する際、取引者に関する基本状況、財産状況、金融資産状況、取引に係る知識及び経験、専門能力等を十分に理解し、サービスの重要な内容及び取引リスクを説明した上で、取引者の状況に相応するサービスを提供しなければならない（50条）。

② 普通取引者との間に紛争が生じた場合、先物取扱機構は自らの行為が適法であり、誤導及び詐欺等がないことの証明責任を負う。また、普通取引者により当該紛争につき調解が請求された場合、その請求を拒絶してはならない（51条、56条）。

③ 先物取引者は、相場操縦行為やインサイダー取引行為等を理由に民事賠償訴訟を提起する場合、訴訟の目的物が同じ種類であり、かつ当事者の一方の人数が多い等の要件を満たせば、代表者を選任して訴訟を行うことができる（57条）。

### (b) 金融派生商品取引に関するルール

本法の第2章第3節（30条から38条）において、金融派生商品取引に関するルールが規定されている。その中で、金融機関が金融派生商品取引業務を行う場合、審査認可又は審査確認を受けて、適合性管理義務を履行しなければならないとしている（31条）。なお、本法において金融派生商品取引については、主契約方式で取引を行う際の単一主契約制度<sup>19</sup>及び取引終了時の純額決済制度<sup>20</sup>等の取引方式等について規定されているが、先物取引に関する規定ほど詳細・網羅的な規定が置かれているわけではない。

### (3) クロスボーダー取引に関する管理措置

本法は一定のクロスボーダーで行われる先物取引も規制している。本法が適用されるのは以下の場合である。

① 中国国外の先物取引所が、中国国内の単位又は個人に対して、当該取引所の取引システムに直接接続し、取引を行うサービスを提供する場合、当該取引所は証券監督管理委員会に対して登録を申請し、監督管理を受けなければならない（118条）。

② 中国国外の先物取引所にて上場された先物契約、オプション契約及び金融派生商品契約が中国国内の先物取引所における関連契約の価格と連動して決済される場合、証券監督管理委員会の規定に合致しなければならない（119条）。

③ 中国国外の先物取引所が中国国内で代表機構を設立する場合、証券監督管理委員会に届け出なければならない（121条）。

④ 国外機構が中国国内で先物市場マーケティング活動、推薦紹介活動及び勧誘活動に従事し、又は中国国内の機構が国外機構のために上記活動に従事する場合、証

<sup>19</sup> 金融派生商品取引について、主契約方式が採用された場合、主契約、主契約に係る全ての補充契約、及び具体的な取引に関する約定等は、取引者間の完全で単一的な契約を構成する（32条）。

<sup>20</sup> 主契約方式を採用して金融派生商品取引を行う場合、約定した状況が生じたとき、契約に従い取引を終了し、全ての損益を純額で決済することができる。また、当該決済はいずれの取引者による破産手続の開始により停止、無効又は取消とされるものではない（35条）。

## 中国最新法令〈速報〉

券監督管理委員会の認可を受けなければならない（122条）。

これに対して、金融派生商品取引については、クロスボーダーで行われる取引に関する管理措置は規定されていない。

### (4) その他

その他本法では、中国国外の先物監督管理機構が中国国内において調査、証拠収集等の活動を直接行ってはならないものとされ、中国当局が合作協定に従い中国国外の先物監督管理機構の申請を受けて、中国国外の先物監督管理機構のために調査、証拠収集を行うことができるとされている。中国当局の同意を得なければ、いかなる単位及び個人も国外の監督管理機構に先物業務活動に係る資料を提供してはならないとされている（124条）。

また、先物取引者は証券監督管理委員会の規定に従い先物取扱機構又は先物取引所に先物取引者の実質的支配関係を届け出なければならないとされている（24条）。

これらについても、金融派生商品取引については規定が置かれていない。

(全 155 条)

## II. 注目法令等の紹介

### 1. 「職業教育法（2022年改正）」

(原文「中华人民共和国职业教育法（2022年修订）」)

全国人民代表大会常務委員会 2022年4月20日公布、2022年5月1日施行

執筆担当：吉 佳宜、五十嵐 充

1996年に施行された職業教育法（以下「旧法」という。）は、2021年6月及び同年12月の2回の改正草案審議を経て、2022年5月1日に正式に改正された（以下「新法」という。）。新法は、旧法の全五章40条から、全八章69条となり、大幅な変更があったと言える。

まず、職業教育の範囲について、職業教育は職業学校教育と職業訓練により構成されるところ（旧法2条、2条）、旧法上、職業学校教育は初等・中等・高等職業学校に分類されていたが、新法では、中等職業学校教育と高等職業学校教育の2分類となった（新法15条）。

また、外資による職業学校、職業訓練機構の開設<sup>21</sup>について、旧法では国务院の規定によるとされていたが（旧法21条）、新法は、これも新法の適用対象であること

<sup>21</sup> 現時点で、外資による高等教育機関の開設は、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）上、中外合作かつ中国側の主導による学校運営に限定されること、自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）上、非学校教育類職業訓練機構・学校教育類職業教育機構以外は中外合作かつ中国側の主導による学校運営に限定されること、海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）上、非学校教育類職業訓練機構・職業教育機構以外は中外合作かつ中国側の主導による学校運営に限定されることにご留意されたい。

## 中国最新法令〈速報〉

を明確にした（68条）。また、新法では職業教育分野における対外交流及び提携の実施や、国外の優れた資源の導入への奨励及び支持を強調した（13条）。

他の主な改正点は、職業教育と普通教育が同等の重要性を有することを明確にすること（3条）、産業と教育の融合・学校と企業の協力を深めること（9条、21条、31条）、職業教育の保障措置を整備すること（30条、42条、49条等）等がある。

（全69条）

### 2. 「第一審知的財産権民事・行政事件の管轄に関する若干規定」

（原文「关于第一审知识产权民事、行政案件管辖的若干规定」）

法释【2022】13号

最高人民法院 2022年4月20日公布、2022年5月1日施行

執筆担当：高玉婷、宇賀神 崇

「第一審知的財産権民事・行政事件の管轄に関する若干規定」（以下「本規定」という。）は、知的財産権の民事・行政事件の第一審の管轄を調整するものである。

本規定は、以下の第一審民事・行政事件は、以下の人民法院が管轄すると定めた。

- ① 発明特許、技術秘密、コンピュータープログラム等の権利帰属・侵害及び独占禁止に係る専門技術性の高い事件：知識産権法院、省級人民政府所在地の中級人民法院、又は最高人民法院が確定する中級人民法院（1条）
- ② 意匠の権利帰属・侵害及び馳名商標の認定に係る事件：知識産権法院又は中級人民法院。但し、意匠の行政事件を除いては、最高人民法院の承認を得て、基層人民法院が管轄可能（2条）
- ③ 上記①②以外の事件：最高人民法院が確定する基層人民法院（3条）。各中級人民法院の管轄区において、少なくとも一つの基層人民法院が指定されることがある<sup>22</sup>。

（全6条）

### Ⅲ. その他の法令等一覧

2022年4月12日から2022年4月25日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

#### 1. 「電力信頼性管理規則（暫定）」

（原文：电力可靠性管理办法（暂行））

（国家発展改革委員会、2022年4月16日公布、2022年6月1日施行）

<sup>22</sup> 最高人民法院による知識産権宣伝週記者会見（2022年4月21日）<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-355941.html>

## 中国最新法令 < 速報 >

2. 「中国人民銀行行政処罰手続規定（改正）」  
（原文：中国人民銀行行政処罰程序規定（修訂））  
（中国人民銀行、2022年4月14日公布、2022年6月1日施行）
3. 「中国人民銀行法執行検査手続規定（改正）」  
（原文：中国人民銀行執法検査程序規定（修訂））  
（中国人民銀行、2022年4月14日公布、2022年6月1日施行）
4. 「薬品年度報告管理規定」  
（原文：药品年度报告管理规定）  
（国家薬品監督管理局、2022年4月11日公布、2022年4月11日施行）
5. 「動物防疫条件審査規則（改正草案意見募集稿）」  
（原文：关于《动物防疫条件审查办法（修订草案征求意见稿）》公开征求意见的通知）  
（農業農村部、2022年4月15日公表、意見募集期限2022年5月15日）
6. 「上場会社投資者関係管理業務の手引（改正）」  
（原文：上市公司投资者关系管理工作指引（修訂））  
（中国証券監督管理委員會、2022年4月11日公布、2022年5月15日施行）

### セミナー情報

- セミナー 『中国の労働法制と労務管理のポイント』  
開催日時 2022年5月25日（水）13:30～16:30  
講師 五十嵐 充  
主催 株式会社労務行政 人事育成事業部 セミナー事務局
- セミナー 『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』  
開催日時 2022年5月31日（火）13:30～16:30  
講師 五十嵐 充、宇賀神 崇  
主催 株式会社経営調査研究会

### NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）**  
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。



## 中国最新法令 < 速報 >

### 中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、  
山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、  
福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、  
重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚  
姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、  
吳馳、孟立恵、張雪駿、沈暘、李昕陽、崔北媿、金春賢

### TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ [tokyo-sec@mhm-global.com](mailto:tokyo-sec@mhm-global.com)

### SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ [shanghai@mhm-global.com](mailto:shanghai@mhm-global.com)

### BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ [beijing@mhm-global.com](mailto:beijing@mhm-global.com)

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

[mhm\\_info@mhm-global.com](mailto:mhm_info@mhm-global.com)

03-6212-8330

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)